

①	就 労	保護者が家庭の内外で仕事をするにより、児童の保育ができない場合
②	妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間もない場合
③	疾病・障害	保護者が病気、負傷または心身に障害があるため、児童の保育ができない場合
④	親族の 介護・看護	①親族の介護、または通院の付き添いなどにより、児童の保育ができない場合 ②家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、保護者が常時その看病にあっており、児童の保育ができない場合 ※概ね1ヶ月以上の介護、看護に従事する場合
⑤	災害復旧	火災、風水害や地震等により、その住居や家財に損害を受けたため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
⑥	求職活動	保護者が就労のための活動をしており、児童の保育ができない場合
⑦	就 学	保護者が家庭の内外で就学することにより、児童の保育ができない場合
⑧	育児休業取得時に、 既に保育を利用している	<u>すでに保育施設を利用している</u> 児童の保護者が出産等により育児休業を取得し、保育が可能な状態となったが、退所による環境の変化が入所児童の発達上好ましくないと思料される場合
⑨	その他	虐待やDV等の理由により、その児童の健全な成長が阻害される場合 その他市長が認める場合